

改正案	現行
<p><b>第六条</b> 学校の第一看護学科の入学試験を受けようとする者は、入学願書(様式第一号)に次に掲げる書類を添えて、学校長に提出しなければならない。</p> <p>一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項に該当する者であることを証する書類</p> <p>二 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この号において同じ。)の長の調査書(高等学校の卒業に係る者に限る。)</p> <p>三 推薦書(次条第三項(第一号に係る部分に限る。) の規定による学科試験の一部の免除を受けようとする者に限る。)</p> <p><b>四</b> 履歴書(次条第三項(第二号に係る部分に限る。) の規定による学科試験の一部の免除を受けようとする者に限る。)</p> <p><b>五</b> 写真(出願前六箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で所定の大きさのものとすること。)</p> <p><b>六</b> その他学校長が必要と認める書類</p> <p>2・3 (略)</p>	<p><b>第六条</b> 学校の第一看護学科の入学試験を受けようとする者は、入学願書(様式第一号)に次に掲げる書類を添えて、学校長に提出しなければならない。</p> <p>一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十条第一項に該当する者であることを証する書類</p> <p>二 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この号において同じ。)の長の調査書(高等学校の卒業に係る者に限る。)</p> <p>三 推薦書(次条第三項(新設) の規定による学科試験の一部の免除を受けようとする者に限る。)</p> <p><b>四</b> 写真(出願前六箇月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で所定の大きさのものとすること。)</p> <p><b>五</b> その他学校長が必要と認める書類</p> <p>2・3 (略)</p>
<p><b>第七条</b> 学校長は、前条各項の書類を提出した者について入学試験を行う。</p> <p>2 前項の入学試験は、次に掲げる方法により行う。</p> <p>一 学科試験</p> <p>二 人物考査</p> <p><b>3</b> 前項の規定にかかわらず、第一看護学科の入学試験を受けようとする者のうち次に掲げるものについては、学科試験の一部を免除するものとする。</p> <p>一 学校長が指定する学校等の長から推薦された者</p> <p>二 前号に掲げる者のほか、学校長が定める条件を満たす者</p> <p>4 前項の規定により学科試験の一部を免除された者の入学の許可は、当該学科の定員の十分の六・二五の範囲内において行うものとする。</p>	<p><b>第七条</b> 学校長は、前条各項の書類を提出した者について入学試験を行う。</p> <p>2 前項の入学試験は、次に掲げる方法により行う。</p> <p>一 学科試験</p> <p>二 人物考査</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第一看護学科の入学試験を受けようとする者のうち、学校長が指定する学校等の長から推薦された者については、学科試験の一部を免除するものとする。</p> <p>4 前項の規定により学科試験の一部を免除された者の入学の許可は、当該学科の定員の十分の六・二五の範囲内において行うものとする。</p>